



技能系・業務系職員に係る転職時の号給決定方法の見直しについて

1 趣旨

技能系・業務系職員が適用されている業務職給料表の号給の切替えに伴い、当該職員が給料表の適用を異にして転職した場合（特例転職、能力認定等）における号給決定方法について、所要の見直しを行なう。

2 見直しの内容

技能系・業務系職員に係る転職時の号給決定方法を、現行の現給保障額表による決定方法から、下記（1）または（2）による決定方法に見直すものとする。

（1）号給の切替えを行なった職員

その者の切替日の前日の業務職給料表における職務の級及び号給を基礎とし、切替日以後、転職の日の前日までの昇格及び昇給の規定を適用して得られる職務の級及び号給に対応する別表に定める転職時対応額と同じ額の号給（同じ額がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）に決定する。

（2）号給の切替えを行わなかった職員

その者の転職の日の前日に受けていた業務職給料表における職務の級及び号給に対応する別表に定める転職時対応額と同じ額の号給（同じ額がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）に決定する。

3 転職時対応額

転職時対応額は、従来の現給保障額表を基礎として別紙のとおり定めるものとし、今後業務職給料表の改定があった場合は、その対応する職務の級及び号給の改定率に準じて改定を行うものとする。

4 適用年月日

平成22年4月1日以後に事務2級職に昇任する特例転職者及び能力認定等により転職をする者について適用する。

超過勤務手当の支給割合の改正について

1 趣旨

時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、長時間労働を抑制し、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図るため、超過勤務手当の支給割合の改正を行う。

2 改正の内容

月60時間を超える超過勤務（下記3に定める日の勤務を除く。）に係る超過勤務手当の支給割合を以下のとおり引き上げる。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日における超過勤務

現行の支給割合100分の125を100分の150とする。

（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員に係る正規の勤務時間が割り振られた日における1日当たり7時間45分に達するまでの超過勤務にあっては、現行の支給割合100分の100を100分の150とする。）

（2）週休日（下記3に定める日を除く）及び休日における超過勤務

現行の支給割合100分の135を100分の150とする。

（3）あらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて週休日こ正規の勤務時間を割り振られた場合

現行の支給割合100分の25を100分の50とする。

3 月60時間を超える超過勤務の算定から除く日

日曜日又はこれに相当する日（週休日の振替により新たに日曜日又はこれに相当する日となる日を含む。）

4 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更により正規の勤務時間が割り振られた日曜日又はこれに相当する日の超過勤務の取扱い

週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更により正規の勤務時間が割り振られた「日曜日又はこれに相当する日」の超過勤務（あらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて日曜日及びこれに相当する日に正規の勤務時間を割り振られた場合の正規の勤務時間に相当する時間を含む。）は、上記3にかかわらず、月60時間を超える超過勤務の算定に含めるものとする。

5 施行日

平成22年4月1日

退職手当の支給制限・返納制度の拡充について

1 趣旨

現行の退職手当条例においては、不祥事を起こした者に対する退職手当について、退職及び非違の発覚の時点により取扱いが異なる問題が生じていることから、退職手当制度の一層の適正化を図り、新たな支給制限及び返納制度を整備する。

2 改正の内容

（1）支給制限・返納制度の拡充

① 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合等、退職をした者に退職手当の全部又は一部を不支給とすること及び全部又は一部を返納させることを命ずることができることとする。

② 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合等で、すでに当該職員が死亡しているときには、遺族等に対し、退職手当の全部又は一部を不支給とすること及び全部又は一部を返納させることを命ずることができることとする。

（2）支払差止制度の拡充

① 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料される場合において退職手当の支給を差し止めることができることとする。

② 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料される場合において、当該職員が死亡しているときには、遺族等に対して、退職手当の支給を差し止めることができることとする。

（3）人事委員会又は人事委員会の附属機関への諮問

処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったことを認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、人事委員会又は人事委員会の附属機関に諮問することとする。

3 施行日

平成22年4月1日

4 経過措置

改正後の退職手当条例の規定は、この条例の施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

